

福生市教育委員会会議録

平成31年第3回定例会

- 1 開催年月日 平成31年3月22日（金）
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時27分
- 4 場 所 もくせい会館 301会議室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
委 員 野 口 哲 也
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 鳥 越 裕 之
参事兼教育指導課長 井 尻 郁 夫
教育総務課長 中 島 雅 人
教育支援課長 野 崎 昌 利
学校給食課長 中 岡 保 彦
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎
スポーツ推進課長 内 藤 毅 誠
公 民 館 長 佐 藤 克 年
図 書 館 長 森 田 雅 枝
特別支援教育担当主幹 酒 見 裕 子
英語教育推進担当主幹 林 宣 之
指 導 主 事 鈴 木 輝
指 導 主 事 重 末 祐 介
- 8 傍聴人 1人

午前10時00分 開会

教 育 長 おはようございます。大変お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成31年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。まず、日程についてお諮りいたします。日程第16、議案第28号、福生市教育委員会管理職員の人事異動について及び日程第22、報告第8号、福生市立学校教職員の人事異動につきましては、人事案件のため福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第24、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び報告第8号は、公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、野口哲也委員、新藤美知子委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

教 育 部 長 それでは、私からは、学校教育を除く所管事務について御報告させていただきます。

平成31年2月10日から3月17日までの報告をさせていただきます。

まず初めに、市長部局でございます。2月26日火曜日から3月25日まで、平成31年度の第1回定例会が開催されております。予算審議、一般質問等が完了しておりますが、来週最終日を迎えることとなっております。

次に、教育総務課でございます。3月9日土曜日でございますが、教育委員会表彰が市民会館で行われております。御出席方、ありがとうございました。

次に、学校給食課でございます。2月14日、第四小学校のコミュニティ・スクール主催で施設見学がございました。加藤委員にも今回御出席いただいたようですが、コミュニティ・スクールでの視察は初めてでございます。

続いて、18日でございますが、中学校3校のPTAで合同の試食会が行われています。学校を中心とした試食会が少しずつ浸透してきたかなと思っているところでございます。

次に、生涯学習推進課でございます。2月23日でございますが、小・中学校のPTA連合会で教育懇談会が開催されました。教育委員の方にも御出席されて、一中で行っているところです。

次に、スポーツ推進課でございます。2月24日、西多摩地域の体育協会の連絡協議会の研修会が行われております。3月19日は、西多摩地域広域行政圏の体育大会の第3回の大会委員会が行われております。

次のページをお願いいたします。

市民会館、公民館は、割愛させていただきます、図書館でございます。2月19日、玉川大学w i n t e r コンサートが開催されております。これは、例年行っておりまして、玉川大学の生徒、ボランティアによる子ども向けの音楽を奏でたイベントでございます。

それと、最後になりますが、3月16日のビブリオバトルという中学生のボランティアが中心となる事業でございますが、担当からは、少し盛り上がり欠けるという反省点があるということでございまして、またいろいろと考えていくということでございます。

私からは、以上でございます。

教 育 長
参事兼教育指導課長

次に、参事、お願いいたします。

それでは、私からは、学校教育に関する所管事務について大きく3点御報告申し上げます。

1点目でございますが、第10回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートの報告でございます。3月9日土曜日、参加者はおよそ600人、多くの市民の皆様、そして保護者の皆様に御参加いただきました。今年は、第三小学校の和太鼓に始まり、第二小学校のリコーダーの演奏も2年目を迎えました。その後は、第六小学校、中学校3校、そして福生吹奏楽団の吹奏楽と続きました。例年同様、今年も感動的な発表になりました。教育委員の皆様、本当にありがとうございました。

続きまして、2点目は各学校の状況でございます、平成30年度の学校評価、そして平成31年度の教育課程については3月8日金曜日に全校が届け出を終了しておりますことを御報告いたします。なお、学校評価につきましては、後ほど担当から御報告申し上げます。

続きまして、3点目は、その他の報告でございます。3点でございます。

初めに、平成30年度卒業式でございますが、中学校3校が3月20日水曜日にございました。卒業生は384名でございます。厳粛かつ感動的な卒業式であったとの報告を受けております。

また、3月25日月曜日には、市内全小学校において卒業式が挙行される予定になっております。

続きまして、平成31年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございますが、別添に御案内をつけさせていただいております。内容については、平成31年4月1日月曜日、もくせい会館3階ということですので、かなり広いです。昨年度、同様に2部形式に分かれております。1部が、福生市立学校長、副校長の辞令伝達式でございます。開始時刻は、午後1時50分、したがいまして、午後1時50分までに御参集いただければ幸いに存じます。

また、第2部は、2時半からになります。福生市立学校新規採用教員と転任教職員、4級職昇任及び担当主幹教諭、必置主任に対する辞令伝達を行います。こちら、ぜひ御参会方をよろしく願いいたします。

なお、校長会の代表、そして各辞令を受けた者の代表につきましては、案として掲載してございます。変わる予定がございますので、よろしく願いいたします。

最後に、平成31年度の入学式でございますが、小学校は4月8日月曜日、中学校は4月9日火曜日、それぞれ挙行予定です。小学校新入生341名、中学校新入生332名を予定しております。

私からは以上でございます。

教育長 教育長報告は以上でございますが、何か御質問等ございますか。
加藤委員 すみません。先ほどの14日なのですが、四小のコミュニティ・スクール主催の保護者対象の防災食育センター事業は、食育指導で施設見学ではなかったもので、御了承ください。

教育部長 失礼しました。

教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案15号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、日程第3、議案第15号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、扶桑会館に指

定管理者制度を導入することに伴いまして、指定管理者の指導及び監督に関することについて、事務分掌に規定を追加、整理するため、本議案を提出するものでございます。

6ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第2の生涯学習推進系の事務分掌に8号として新たに扶桑会館の指定管理者への指導及び監督に関することを追加し、以下繰り下げをいたします。

また、スポーツ推進系の規定の整理では、従前では指定管理者の後に括弧書きで根拠規定となる地方自治法の文言がございましたが、他の規定と統一を図るため、これを削除いたします。

4の執行日は、平成31年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ないようでございますのでお諮りをいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第16号、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の一部改正についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第4、議案第16号、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の一部改正について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。提案理由でございますが、教育委員会では、平成25年7月にふっさっ子未来会議を設置いたしまして6つの未来提言と未来提言に伴う諸計画を策定し、事業の推進を行ってまいりました。このたび、平成31年度より第2次となるふっさっ子未来会議を開催することに伴いまして、会議の所掌事項や委員の構成等を変更しようとするものでございます。

11ページをお願いいたします。上段の2、会議の検討課題をご覧ください。第2次となる今回の会議では主に4つの検討する課題を挙げてございます。1つ目は、恒常的な重要課題である学力向上や不登校問題などにつ

いて、2つ目は教育と児童福祉の一貫的な支援体制のあり方について、3つ目は学校施設の老朽化や学区の課題について、4つ目として社会教育施設のあり方や社会教育事業について。この4つの課題につきまして、平成31年4月から検討を進めてまいります。

12ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条の会議の所掌事項について、(1)、「基礎学力の定着、不登校、健全育成その他諸課題の改善に関すること」を「学校教育及び社会教育に係る課題の改善に関すること」に変更し、第3条の第3項の委員について、教育委員の人数を4人から5人に、市立学校の校長の人数を3人から2人に変更し、「民生委員・児童委員」を「町会・自治会の代表」に変更させていただきます。

施行日は、平成31年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございますでしょうか。

渡 辺 委 員 一番後段のところの「福祉の部署・関係者等が情報を共有し、」とありますが、ここで言っているところの「関係者等」というのは委員の構成をの内の、関係行政機関の職員1名というところに該当するということよろしいでしょうか。

教育総務課長 こちらで掲げています関係行政機関の職員というのは、東京都の職員を予定しております。今打診をしているところ、内諾をいただいているところではございます。検討の必要に応じまして関係部署、つまり庁内の福祉部署等に、今後議論が深まる中で、当初はこのメンバーでスタートいたしますけれども、必要に応じて呼ぶ形にしていこうかと考えております。

渡 辺 委 員 必要に応じてということですね。

教育総務課長 はい。

渡 辺 委 員 幾つか議題が分かれていますので、今回はこれについて議論しましょうといったときに必要な職員をお呼びする这种感觉でしょうか。

教 育 長 あくまでも、庁内の部署については、市長部局の部署も含めて事務局という形で呼ぶということです。

渡 辺 委 員 前からそうですよね。

教 育 長 そうですね。ここで言う、関係行政関係というのは、学識でもないんですけれども、東京都の行政に明るい方をお呼びしようかと思えます。前回もそうでしたよね。

渡 辺 委 員 そうですよね。

教 育 長 　今回は、設置要綱の改正議案として出しておりますので、この資料につきましては、検討予定内容の概要として捉えていただいて、正式には教育委員の皆様にもまたいろんなアドバイスをいただき、調整をさせていただきながら、焦点化を図っていきたいと考えております。

この要綱の改正につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 　異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第17号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたしますが、日程第6、議案第18号と内容に関連がありますので、一括して事務局より説明をいたしますので、御了承いただきたいと存じます。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 　日程第5、議案第17号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について並びに日程第6、議案第18号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について、どちらも関連する事業でございますので、続けて御説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。初めに、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、提案理由でございますが、就学援助費の支給金額の変更、別記様式の変更及び追加等をするため、本議案を提出させていただくものでございます。

改正内容でございますが、23ページ、新旧対照表をお願いいたします。就学援助費につきまして、国庫補助金であります要保護児童・生徒援助費、補助金の対象額が増額されたことによりまして、本要綱で定めます学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童・生徒学用品費の支給単価を新旧対照表の改正案のとおり、国庫補助額に合わせて増額するものでございます。

恐れ入ります、19ページにお戻りいただきまして、別記様式第1号の様式の変更では、従来の申請書の様式よりも記入していただく際の説明などを加えまして、申請者によりわかりやすくしたことによるものでございます。

また、21ページの別記様式第1号の2といたしまして、新入学児童学用品費の入学前支給用の様式といたしまして、新入学就学援助費、新入学学用品費受給申請書を新たに作成し、追加するものでございます。

次に、日程第6、議案第18号、福生市特別支援教育就学奨励費支給実施要綱の一部改正について御説明いたします。資料は27ページになります。

提案理由でございますが、特別支援教育就学奨励費の支給金額の変更をするため、本議案を提出するものでございます。

次に、改正内容でございますが、30ページ、新旧対照表をお願いいたします。先ほど就学援助費で御説明をさせていただきましたが、国庫補助金であります特別支援教育就学奨励費補助金の補助対象額が増額されたことによりまして、本要綱で定めます学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費の支給単価を改正案のとおり、国庫補助金額にあわせて増額しようとするものでございます。

最後になりますが、福生市就学援助費支給事業実施要綱並びに福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正につきましては、支給日、施行日につきまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。議案第17号、18号と一括して説明をいたしました。一括して質問等をお受けいたしますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。国等の基準に従って増額するというところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、お諮りいたします。1つずつお諮りいたします。

議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第18号の要綱の一部改正についてお諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第19号、福生市教育センター条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

教育支援課長より内容説明をお願いいたします。

教育支援課長 それでは、日程第7、議案第19号、福生市教育センター条例施行規則の一部改正について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

33ページをお願いいたします。初めに、改正理由でございますが、教育相談室の開業時間について、現状の臨床心理士の勤務時間に合わせ規則を改正するため、本議案を提出するものでございます。

次に、36ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容でございますが、本規則第9条2項中の教育相談室の開業時間の、「午前9時から午後4時まで」を、「午前8時30分から午後5時15分まで」に改めようとするものでございます。なお、施行日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、福生市教育センター条例施行規則の一部改正について説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。

何か質疑等ございますか。よろしいですね。

それでは、お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第20号、福生市教育支援委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 それでは、日程第8、議案第20号、福生市教育支援委員会設置要綱の一部改正について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

37ページをお願いいたします。改正理由でございますが、教育支援委員会の委員に学識経験者を追加し、また委員の人数の上限人数の規定を削除するため、本議案を提出するものでございます。

次に、改正内容でございますが、学校における特別支援の必要性を審議する教育支援委員会の委員に学識経験者を追加いたしまして、委員会の審議をより深め、精度を高めることを目的としております。また、特別支援

の充実に伴いまして、委嘱する委員の人数が年々増加しているため、上限人数規定を削除しようとするものでございます。

40ページの新旧対照表をお願いいたします。第3条中「26人以内」を削除いたします。また、同条中、第4項に「学識経験者」を追加し、以降、号の繰り下げを行い、第8号までそのままでございます。

最後に施行日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、福生市教育支援委員会設置要綱の一部改正について説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 委員の上限がなくなるというのはわかったのですが、委員報酬の予算はどういう規模となりますか。

教育支援課長 従来の医師の方の分と、今回、学識経験者を1名追加させていただきまして、その2名の方だけ委員報酬を計上させていただいておりまして、そのほかの委員については、報酬は支出しておりません。

坂 本 委 員 わかりました。

教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにもございますか。より精度が高くなるということで、専門家が加わるということもございます。よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第21号、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第9、議案第21号、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要綱の一部改正について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

資料41ページをご覧ください。まず、提案理由でございますが、平成29年度に開始いたしましたふっさっ子グローバルヴィレッジ事業について、

平成31年度事業の実施に当たり、参加人数や内容についての規定を改正するため、本議案を提出するものでございます。

では、資料の44ページ、議案第21号資料の2枚目、新旧対照表をご覧ください。第2条第3項は事業の概要で、「体験学習で得た成果の発表会を行う」から、「体験学習で得た成果の報告を行う」に改正するものでございます。第4条、参加人員は「小学生20名以内及び中学生20名以内とする」から「小学生及び中学生40人以内とする」に改正するものでございます。

最後に、第5条、体験学習の実施期間でございますが、「夏季休業日の期間中の4日間とする」から「夏季休業日の期間中の4日以内とする」に改正するものでございます。なお、附則といたしまして、この要綱は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜り原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。「発表会」というのを「報告」に変えるということで、報告はさまざまなやり方があるかと思えますけれども、その都度また御指導等もいただきながら考えていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第22号、福生市立図書館運営規則の一部改正についてを議題といたします。図書館長より内容の説明をお願いいたします。

図 書 館 長 日程第10、議案第22号、福生市立図書館運営規則の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案書45ページをお願いいたします。提案理由でございますが、立川市図書館との相互利用を開始するに当たり、規定の改正が必要となるため、本議案を提出するものでございます。

48ページ、新旧対照表をお願いいたします。福生市立図書館運営規則第3条、図書館奉仕、第3項に基づく相互利用対象自治体に立川市を追加す

るもので、網かけの部分より加筆いたします。

附則としまして、この規則は連携開始日である平成31年5月22日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。
いかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第23号、福生市立中学校部活動指導員設置規則の制定についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いします。

英語教育推進担当主幹 それでは、私より、日程第11、議案第23号、福生市立中学校部活動指導員設置規則の制定について説明をいたします。

議案書は49ページになります。それと、机上にございます差し替えの資料をご覧ください。本規則は、市立中学校の部活動の充実と部活動における教諭の負担軽減に資するため、中学校に学校教育法施行規則に規定する部活動指導員を配置することについて必要な事項を定めるものでございます。

内容について簡単に触れますと、部活動指導員は部活動の実技の指導、安全管理業務、その他関連業務、具体的には中学校の校長の指示を受け、実技の指導のほか、学校外での大会、練習試合等の引率、保護者への連絡、生徒指導等に係る対応を行います。1年間の総配置時間は、1校当たり515時間を上限とし、非常勤の特別職の身分を有します。資格といたしましては、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識及び技能を有し、学校教育に十分な理解を有する満18歳以上の者であるものとしております。

本規則は、平成31年4月1日付より施行する予定でございます。

以上で説明を終わります。

教 育 長 内容説明は終わりました。

何か質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがですか。文科省やスポーツ庁、あるいは東京都のガイドライン等を参考につくってはおりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑等ないようでございますので、お諮りをいたします。

議案第23号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第24号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第12、議案第24号、福生市社会教育委員の委嘱について御説明いたします。

資料の50ページをご覧ください。福生市社会教育委員の委嘱につきましては、福生市社会教育委員の設置に関する条例、第5条の規定に基づき、教育委員会に委嘱するものでございまして、次の者を社会教育委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。当条例によりまして、委員の定数は10人と規定されております。また、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者、家庭教育の関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱しようとするものでございます。現在の社会教育委員の任期が、平成31年3月31日をもって満了となりますことから、平成31年4月1日から2年間、この表に記載されている皆様を委嘱の候補者として考えております。現在委員は10名いらっしゃいまして、そのうち9名の方が再任となっております。新任の方でございまして、表の7番目の一番下側になります會田ゆき子様につきましては、家庭教育関係者ということで、現在主任児童委員でも御活躍されておられる方でございます。

以上、10人の委員候補者の任期につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間となります。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので質疑を終わります。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第25号、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 日程第13、議案第25号、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料は55ページをお願いいたします。提案理由は、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、次の者を学校歯科医、学校薬剤師に委嘱するものでございます。学校歯科医、学校薬剤師は、教育委員会が委嘱し、学校における児童・生徒等の健康の保持、増進を図るため、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事することとなっております。

今回、西多摩歯科医師会並びに福生市薬剤師会より、次の3名の学校歯科医並びに学校薬剤師の人選がございました。まず、学校歯科医に田中史歯科医師を福生第二中学校に、好土連太郎歯科医師を福生第三中学校に委嘱するものでございます。また、学校薬剤師に小路慶太薬剤師を福生第二小学校に委嘱するものでございます。いずれも、委嘱日は平成31年4月1日から委嘱するものでございます。

以上、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第26号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第14、議案第26号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱について御説明いたします。

資料の57ページをご覧ください。福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱につきましては、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱第10条の規定に基づき教育委員会に委嘱するものでございまして、次の者を委員

に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。

この機構会議でございますが、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の第10条で広場全体を統括し、事業における基本的事項を徹底するため、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議を設置するとの規定に基づき設置するものでございまして、平成19年度にこの制度ができて以降、毎年、年に1度ないし2回会議を開催いたしまして、事業の実施状況、事業評価、事業計画等について審議をいたしております。

会議の構成委員につきましては、常任の方以外に学識経験者から4名以内、市民代表から2名以内を委嘱することになっております。現在この6名の委員の任期が平成31年3月31日をもって満了となりますことから、平成31年4月1日から2年間、こちらの表に記載されています皆様を委嘱の候補者として考えております。裏に、表が続いていますけれども、表に記載されている6名の方全員が再任ということでお願いしてございます。なお、任期につきましては2年となっておりますので、平成31年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議を賜り原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。
これもよろしいでしょうか。よろしいですか。
お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第15、議案第27号、福生市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。スポーツ推進課長より内容の説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第15、議案第27号、福生市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

資料59ページでございます。初めに、提案理由でございますが、平成31年3月31日、1名が退任いたしますことにより、福生市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、次の者を新たに福生市スポーツ推進委員に委嘱いたそうとするものでございます。なお、任期につきましては、平成32年3月31日で現委員の任期が満了となりますことから、同様に平成

32年3月31日までの1年の任期とするものでございます。

次に、内容でございますが、新たに委嘱いたそうとする者は、志村華奈氏でございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございますか。

これもよろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第29号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第17、議案第29号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

65ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、平成31年度からの教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員の課長補佐以下の職員の任免その他の進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。資料はございません。

内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する規則では職員の任免に当たっては、教育委員会で行うこととなっております。管理職職員につきましては、教育委員会にて提案させていただいておりますが、管理職以外の職員につきましては、その都度、臨時で教育委員会にお諮りしなければなりませんことから、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会にて御報告させていただきたい旨をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第18、報告第4号、平成30年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

特別支援教育担当主幹 日程第18、報告第4号、平成30年度福生市立学校学校評価につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、こちらの青い表紙の冊子をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。1ページから学校評価総括表、11ページから学校評価計画、学校自己評価シート、学校評価書が21ページからとなっております。

本日は、主に学校評価総括表をもとに御説明いたします。今年度の総括の主な表といたしましては、学力向上ですとか、それからコミュニティ・スクール、働き方改革などが挙げられます。学力向上に関しましては、総括評価に授業改善推進プランに基づいた授業改善に取り組んでいるというようなことすとか、新学習指導要領の理解を深め、校内研修を実施していること、授業力の向上すとか家庭学習の習慣化などが記されておりました。また、コミュニティ・スクール、働き方改革につきましては、例えば小学校の例として2ページ、第二小学校をご覧ください。改善策として、コミュニティ・スクールにつきましては、目指す方向性の経営すとか、働き方改革について、一番下のところなのですが、夕方の電話の取り次ぎ時刻の設定などが挙げられておりました。

中学校の例として、恐れ入ります、9ページをご覧ください。第二中学校の例なのですが、改善策の一番下の欄にコミュニティ・スクールとしての初年度となる運営事務局を中心に着実に活動を立ち上げていくこと。それから、働き方改革についての改善策には、適正な部活動運営を維持し、職員が余裕を持って業務に取り組めるようにすることなどが明記されております。

以上のように、学力向上の取組についてすとか、コミュニティ・スクールとしての地域連携の推進、それから効率的な時間の使い方を記した働き方改革の推進についてなどの改善策が示されている学校が多くございました。後ほど詳しくご覧いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。また、学校訪問等ありますので、いろんな折に御指導いただければと思います。この後ホームページに各学校がアップすることになるかと思いますが、公開をしていくところがございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第19、報告第5号、部活動の在り方に関する方針についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いいたします。

英語教育推進担当主幹 それでは、日程第19、報告第5号、部活動の在り方に関する方針について御説明をいたします。

本方針は、福生市立中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定をいたしました。策定に当たりましては、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」にのっとりでございます。

本方針の柱は、大きく5点です。1点目は、適切な運営のための体制整備で、各学校における部活動の方針の策定を初め、新たに配置する部活動指導員の任用等の指導、運営に係る体制の構築等を規定しています。

2点目は、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組として、休養の重要性やバーンアウトの防止など適切な指導の実施、各種指導手引きの活用等に触れています。

3点目は、適切な休養日等の設定として、平日1日、休日1日以上、休養日、平日2時間、休日3時間程度の活動時間等、具体的な休養日及び活動時間の基準を示しています。

4点目は、生徒のニーズを踏まえた環境の整備で、競技志向ではなくレ

クリエイション志向で行う部活動や少子化に伴う合同部活動の設置等、生徒のニーズを踏まえた部の設置、地域との連携等についても触れています。

5点目は、学校単位で参加する大会等の見直しとして、大会等の統廃合の要請や、参加する大会等の精査について記載しています。各学校においては、本方針にのっとり、持続可能な部活動のあり方について検討し、速やかに改善に取り組むこととしています。

以上で福生市教育委員会部活動の在り方に関する方針についての説明を終わります。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 部活動について子どもたちのニーズが多様だということはよくわかりますし、ここに書いてあることはそのとおりだと思うのですが、例えば生徒の中にはプロを目指して一生懸命やりやりたいのだという子であるとか、いろんなコンクールや何かでいい成績をとりたいのだという、非常に一生懸命やりたいというような子の中にはいると思うのですが、そういった子へのニーズをどうやってこの報告書の中では対応することになるのでしょうか。

参事兼教育指導課長 部活動の中でできることについてここに規定してございますが、現状としてはなかなかそういう子にしっかりとケアができるかという、難しい現状があります。しかしながら、一方で学校に運動部がない、あるいは文化部がないということにより、子どもたちが何らかの形で外の大会、あるいはコンクールに参加できないということにはならないような体制だけは十分とおきたいと思えます。具体的には運動部であれば、大会に参加できるよう申請をするというような形で認める、あるいは文化部でも同じようなことがございますので、そういったところで個別に対応していきたいとは思っています。

このガイドラインにつきましては、ずっと学校に浸透をするとは思っておりません。と申しますのも、多くの競技では、大会、コンクールがありまして、どうしても子どもだけでは当然管理できないところがございまして、そういうところへ目指していく以上、実際にはある時期に集中的に練習するというのであれば、ものすごく多くの練習が必要ですし、そういった準備も必要になってきます。そういったところは少しずつ中体連であるとか、あるいは文化関係であるとか等の動きを注視しながら対応していきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。この中学校の部活動のあり方については、1つは、やはり働き方改革、教員の負担軽減というのはもちろん関連してあるわけなのですが、子どもたちのこれまでの部活動に対する取組といたしますか、保護者の意識改革も、あるいは地域関連団体の意識改革もしていかなければいけないのですが、やっぱりスポーツ、医学、科学の観点から子どもたちにはきちんと休養日を設けるべきであるとか、過剰な運動についての指摘もございまして、こういうガイドライン等が国及び東京都からも出されているということでございます。必ずしも教員の働き方改革だけの観点から部活動の改革として突然出したのではありません。子どもたちのやはり健康ということを中心に、学校教育としてあるべき姿をガイドラインとして今回提示していると思います。そういった点では、今参事からありましたように、多少段階的にといたしましょうか、これまで部活動に熱心に取り組んできた部分もございまして、それが、教育上、好ましい発展を遂げてきた部分もありますので、そういったことも踏まえながら段階的に理解を浸透させていく必要があるのかなと考えているところでございます。

何か御意見等ございますか。また、教育委員の皆様にもお力添えいただきながら、また御指導いただきながら、今後とも努力をしていかなければいけないのかなと思っているところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第20、報告第6号、社会教育施設の管理に関する基本協定書及び年度協定書についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第20、報告第6号、社会教育施設の管理に関する基本協定書及び年度協定書について御説明申し上げます。

資料の81ページをご覧ください。まず、1の対象施設及び各施設の指定管理者についてでございますが、扶桑会館につきましては福生市商工会、地域体育館の熊川地域体育館及び福生地域体育館につきましては、福生市スポーツ推進グループ、そして福生市民会館につきましては株式会社コン

ベンションリンケージとなっております。

次に、2の基本協定書に関する主な内容でございますが、3施設とも協定期間は、締結日の翌日から平成36年、西暦で言いますと2024年3月31日までとしています。

次に、指定期間は同じく3施設とも平成31年4月1日から平成36年（2024年）の3月31日までとしています。

そのほか（3）の業務の範囲と実施条件から（10）の指定期間満了以前の指定の取消し等まで、計10項目の取り決めを行ってございます。

次に、3の平成31年度協定書に関する主な内容でございますが、協定の期間は、3施設とも平成31年4月1日から平成32年3月31日までとし、指定管理委託料につきましては、表に記載のとおり、扶桑会館が1,440万2,000円で年4回の支払い、地域体育館が7,134万4,534円で毎月の支払い、福生市民会館が9,883万3,000円で年4回の支払いを予定いたしております。

最後に、4の各施設の特記すべき事項でございますが、別途協定により、次の内容について規定いたしております。まず、扶桑会館及び福生市民会館につきましては災害発生時の一時滞在施設の運営についてを規定し、地域体育館につきましては災害発生時の避難所の運営について規定いたしております。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第9号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第7号、全国学力学習状況調査保護者リーフレットについてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いいたします。

指導主事（鈴木） それでは、日程第21、報告第7号、平成30年度、全国学力学習状況調査保護者リーフレットについて御報告申し上げます。

本日机上に配付をさせていただきましたカラー刷り資料、保護者向け学力向上リーフレット「家庭での働きかけで学力アップを」をご覧ください。

今年度実施をいたしました全国学力学習状況調査の結果並びに教員のリーフレットについては、既に御報告をさせていただいておりますが、その結果を踏まえ、保護者リーフレットを作成いたしましたので、まず御報告をさせていただきます。

本リーフレットは、家庭において、我が子の学力を向上させるためにはということコンセプトとしまして、平成27年度から作成、配布をしているところでございます。保護者が全国学力学習状況調査の結果について興味、関心を持ち、家庭での働きかけがふえることで子どもが意欲的に学習することに目覚める、そういうことをお願いとして実施をしているところでございます。

表紙に掲載されますグラフをお願いいたします。今年度ですが、宿題の実施状況と学力の相関関係、また家庭における会話の頻度と学力の相関関係、この2種類のグラフを掲載してございます。このグラフにより家庭学習や家庭での会話の大切さについて示したところでございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページ、3ページのグラフをお願いいたします。こちらにつきましては、昨年度と同様、今年度の調査において課題となった問題を紹介しております。ただ、こちらのそれぞれの問題につきましては、ただ課題があるというだけではなく、保護者が興味を持てるような、また家庭での働きかけが重要であると考えました問題を選出し、家庭での会話等につなげることをお願いいたしてございます。

最後ですけれども、最終ページには市の平均正答率ではなく、全国平均に達成した児童・生徒の割合を全国平均達成率として掲載しております。こちらについては、子どもたちの日々の努力、また学校の取組の成果、これもできるだけ保護者に伝わるようにということで工夫をしてございます。

なお、本リーフレットにつきましては、福生市教育委員会のホームページに掲載をし、保護者へ周知を図っていく予定でございます。

以上で報告とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。これも例年この時期に出させていただいておりますが、毎年少し、データ等を変えながらお示ししているというところではございますけれども、何かございましたらお願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。

坂 本 委 員 いい資料を毎年つくってくださっていてありがたいのですけれども、印刷するときではなくて、今度はホームページにアップするということは、

こういったA4の4ページというような型は要らなくなると思いますので、中身と、あと画面上の見ばえがよくなるように、来年以降もし同じ形でやるのだったら工夫をお願いしたいと思います。

教 育 長 そのとおりでございます。

指導主事(鈴木) 来年度以降はまたホームページ掲載に向けて、より画面上でもよく見られるような形でやっていきたいと思います。ありがとうございます。

教 育 長 家庭での協力、向上をうたっておりますので、ぜひ保護者の方々にきちんと内容等が行き届くように工夫してまいりたいと思っております。

ほかにもございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。報告第7号につきましては、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第23、報告第9号、学校支援コーディネーターの委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第23、報告第9号、学校支援コーディネーターの委嘱について御説明いたします。

お手元の資料93ページをご覧ください。この委嘱につきましては、福生市学校支援地域組織事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき実施するもので、学校支援コーディネーターにつきましては、配置する学校長が推薦するものとし、教育長が委嘱することとなっております。同要綱によりまして、任期は2年以内となっております。今回委嘱する方につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの任期でございます。

このうち新任の方について御紹介申し上げます。次のページ、94ページ、第七小学校でございます。高山浩之氏が新任の方でございます。高山浩之氏は、現在第七小学校のPTAの会長でございまして、また第七小学校につきましては、平成31年度よりコミュニティ・スクールになる予定でございまして、活動を推進するため、第七小学校から学校支援コーディネーターを1名増員したいとの申し出がございました。これによって増員をいたしております。そのほか19名の方につきましては再任でございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は以上でございますが、何か質疑等ございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第9号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第24、その他報告事項についてでございますが、本日、その他報告事項は2点ございまして、まずその他報告事項1、平成31年度組織改正について、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、平成31年度組織改正につきまして御説明を申し上げます。

資料は、97ページをお願いいたします。新たな行政ニーズ及びさまざまな行政課題への対応並びに効率的な業務執行の体制を整備するため、平成31年4月1日付で組織改正が行われる予定でございます。

1の組織改正の要点でございますが、福祉保健部参事の設置、教育部主幹(英語教育推進担当)の廃止、業務量、効率性等を考慮した人事体制の整備がございます。

2の組織改正の内容のうち教育部を中心に御説明を申し上げます。

(1)の機構の改正では、イの教育部の主幹につきまして一定の方向性が確立され、事業推進が図られていることから廃止するものでございます。

(2)の組織定数の増減では、オの教育総務課学校施設係とカの学校給食課給食運営係につきまして、それぞれ重要施策要員が配置されておりますが、定数化をされることとなります。

101ページ以降は、組織全体の新旧対照表となります。教育委員会につきましては、106ページに記載がございまして、お手元に御配付してございます差し替えの資料がございまして、そちらをご覧くださいたく存じます。改正後の組織職員数は、昨年の76名から1名増となりまして、総職員数は77名となります。下段の記載がございまして、市全体では正職員は388名から396名になりまして、8名の増員となるものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

渡 辺 委 員 組織改正ということで、1の(2)のところに英語教育推進担当の廃止と書かれています。一定の方向が確立されということで書かれてはいるのですがけれども、グローバルヴィレッジも引き続きあることですし、この辺、

英語教育のせつかく軌道に乗ってきたところが失速しないような御配慮もいろいろあるかとは思いますが、その辺についてはどんなような方向で維持するというか、向上を今後目指していくのか教えていただけますでしょうか。

教 育 長 私から話しましょうか。私ども、もちろん教育部の主幹につきましては、これまで4年間配置して、特別に福生市固有の統括指導主事を東京都から派遣をいただいて、英語教育の推進を進めてきたということでございますけれども、理由等については市長部局と調整をしながらやってきたところでございますが、全庁的な動きもございます中で市長の御判断ということになろうかと思っております。ただ、やはり新たな教育課題等が續々と上がってきておりました、未来会議等でもこれから御審議いただく内容もございますので、引き続いて私としましては、全庁的な調整を今後も継続してまいりたいと思っております。ただ、この英語教育については、今、林主幹が専門ということもあって、課長職で推進してきたわけですが、4月からは御指摘のように、この活動がこれまで積み上げてきたものを、できるだけ少しでもまた維持発展するような、安定的なものにしていかなければいけないと考えておりました、各学校の代表から成る英語教育推進委員会というものが英語教育の推進を支えていて、そちら等にこの運営を委ねながら、今後この推進については衰えることがないように、子どもたちのためにさらに推進できるように働きかけなり、体制を堅持していきたいと思っておりますのでございます。

よろしいですか。

渡 辺 委 員 はい。

教 育 長 また、引き続いて庁内では市長等と調整を続けていきたいと思っております。来年につきましては、こういうことだと御理解をいただければと思います。渡辺委員、よろしいでしょうか。

渡 辺 委 員 はい。

教 育 長 よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、その他報告事項2でございまして、福生市社会教育委員の会議研究報告書について、生涯学習推進課長より報告願います。

生涯学習推進課長 それでは、その他報告事項2、福生市社会教育委員の会議研究報告書について御説明いたします。

お手元にピンク色の表紙の冊子があるかと存じます。ご覧ください。福

生市社会教育委員の会議は、平成29年、30年の2カ年にわたりましてコミュニティ・スクールをテーマとした研究を重ねてまいりました。このたび「社会教育委員から見たコミュニティ・スクールの現状と今後」と題した研究報告書がまとまりましたので、ご覧いただけたらと存じます。また、後ほど、社会教育委員の皆様から、内容についての御説明もございしますので、御意見、御感想などいただきましたら幸いです。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上の内容でございますが、後ほど社会教育委員の方々が実際にお見えいただいて御説明いただけますので、その折にということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、その他報告事項は事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、ないようでございますので、その他報告事項を終わります。

ここで先ほど日程についてお諮りいたしました日程第16、議案第28号、福生市教育委員会管理職の人事異動について及び日程第22、報告第8号、福生市立学校教職員の人事異動についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。傍聴の方々あるいは関係者以外の方々には御退席を願いたいと存じます。

暫時休憩いたします。